

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業」に係る協定の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業

(2) 事業内容

おくやみハンドブック（仮称）を無償にて作成する業務（詳細は「久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業調達仕様書」のとおり）

(3) 事業期間

協定締結日翌日 から 初版発行後5年間
但し、年に一回の改版を想定。

(4) 事業場所

久留米市役所本庁舎

3 提案上限額

おくやみハンドブック（仮称）作成に係る費用は無償とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和4年3月30日（水）	公示日
令和4年3月30日（水）～4月5日（火）	仕様書等提供の申請期間
令和4年4月5日（火）	質問書の提出期限
令和4年4月8日（金）	質問書に対する回答
令和4年4月11日（月）	参加申込書等提出期限
令和4年4月19日（火）【予定】	資格審査の結果通知
令和4年3月30日（水）～4月21日（木）	提案書の受付期間
令和4年5月16日（月）【予定】	審査結果通知書の送付
令和4年5月20日（金）【予定】	協定締結

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 人口 15 万人以上の地方公共団体において、「広告付きパンフレットの無償作成等」の類似する業務の実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- ③ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- ⑤ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料(個人事業主に限る。)
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7 仕様書等提供の手続き

(1) 仕様書等提供の申請

事前に電話連絡の上、仕様書等提供申請書(様式第1号)を電子メールで提出すること。本市が受理した後、仕様書等をメールで提供するので、受信確認の電話連絡をすること。なお、様式集については、久留米市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提供期間

令和4年3月30日(水)から令和4年4月5日(火)午後5時まで

8 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、以下のとおり指定する件名・ファイル名にて、質問書(様式第2号)を電子メールに添付のうえ、「17 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

- ① メール件名 会社名_おくやみハンドブック(仮称)質問書
- ② ファイル名 会社名_おくやみハンドブック(仮称)質問書

(2) 期限

令和4年4月5日（火）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和4年4月8日（金）までに、質問書（様式第2号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。なお、質問の回答は本要項等の追加または修正とみなす。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、オ、カは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格有資格名簿の登録者の場合、オ、カ、キ、ク、ケは不要とする。

① 参加申込書等の提出書類

ア	参加申込書（様式第3号）	1部
イ	会社概要書（様式第4号）	1部
ウ	参加資格調書（様式第5号）	1部
エ	業務実績調書（様式第6号）	1部
オ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
カ	納税（滞納なし）証明書（詳細は『納税等証明書』の欄参照）	1部
キ	役員等調書及び照会承諾書（様式第7号）	1部
ク	委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式第8号）	1部
ケ	誓約書（様式第9号）（『16（6）誓約書の提出』参照）	1部

② 企画提案書等の提出書類

コ	企画提案書（『10 企画提案書作成方法』を参照）	13部
---	--------------------------	-----

[納税等証明書]

提案者の所在区分及び法人・個人別に従って提出すること。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明

市内	久留米市税	法人市民税、市 県民税、固定資 産税、軽自動車 税	久留米市税に滞 納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証 明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込書等の提出書類

令和4年3月30日(水)から令和4年4月11日(月)(土日祝日を除く。)までの
午前8時30分から午後5時15分まで

② 企画提案書等の提出書類

令和4年3月30日(水)から令和4年4月21日(木)(土日祝日を除く。)までの
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

① 参加申込書等の提出書類

電話にて『17 問い合わせ先』に記載する担当窓口ご連絡し、持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便)にて提出すること。

なお、郵送の場合、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、『(2) 提出期間及び時間』に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

② 企画提案書等の提出書類

電話にて『17 問い合わせ先』に記載する担当窓口ご連絡し、持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便)にて提出すること。持参に際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを添付すること。

なお、郵送の場合、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、『(2) 提出期間及び時間』に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

『17 問い合わせ先』に記載する担当窓口

10 企画提案書作成方法

『久留米市おくやみハンドブック(仮称)発行事業 企画提案書作成要領』のとおり

11 審査方法

企画提案書等については、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査評価

企画提案書等の審査評価は、『久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業 評価基準』に基づき実施する。

(2) プレゼンテーション

実施しない

1.2 候補者の選考方法

- ① 失格者を除いた者のうち、提案内容等の審査による「総合点」が最も高い者を候補者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- ② 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

1.3 審査結果

(1) 通知方法

企画提案書等の審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和4年5月中旬【予定】

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 評価基準に基づく提案者の『総合点』が40%以下の場合

1.5 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる協定締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.6 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式任意）により、『1.7 問い合わせ先』に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と協定に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は協定の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定(様式第9号)の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市競争入札参加資格有資格名簿の登録者は、この限りでない。

17 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市市民文化部市民課(担当 鈴木、澁田)

電話 0942-30-9747 FAX 0942-30-9758

電子メールアドレス shiminka@city.kurume.lg.jp